

ビーチスプリントローイング規程

第1条（目的・適用範囲）

- 1 本規程は、公益社団法人日本ボート協会（以下、「当協会」という。）の競漕規則第69条の規定に基づき、ビーチスプリントローイングに関する細則を定めるものである。
なお、本規程に定めのない事項については、競漕規則及び競漕細則、並びにコースタルローイング規程が適用されるものとする。
- 2 ビーチスプリントローイング大会は、原則として、本規程に従った大会運営を行うものとする。
- 3 施設、設備、要員その他の事由で、本規程によりがたい場合には、事前に大会要項などで告知するものとする。
- 4 本規程における用語の定義は、本規程内で定めるか、もしくは競漕規則・細則の別表1「定義等一覧表」の「定義」欄に記載のとおりとする。

第2条（選手の健康）

- 1 各選手は、自己の健康と体調に責任を負う。
- 2 各選手は、出漕する大会のレベルに応じた競漕ができる健康と体力を有していること。
- 3 各選手は、50m水泳ができること及び自力で3分間、頭を水上に保持できる能力を有すること。
- 4 競漕委員会が安全な競漕条件を確保するためのあらゆる合理的なステップを行う時には、個々の選手や関係するチーム役員に安全な競漕の最終的な責任がある。

第3条（舵手）

舵手の体重については、競漕規則第25条がビーチスプリントローイングにも適用される。

第4条（種目）

競漕会における種目は以下のとおりとする。

男子 (M)	C 1 x、C 2 x、C 4 x+
女子 (W)	C 1 x、C 2 x、C 4 x+
混合 (M i x)	C 2 x、C 4 x+

第5条（艇と装備）

ビーチスプリントローイングに使用するすべての艇は、次の例外事項を除き、コースタルローイング規程に定める構造、浮力、安全に関する要件を満たさなければならない。

- 1 ビーチスプリントローイング大会中は、艇内に各選手のライフジャケットを携行する必要はない。しかしながら、組織委員会は選手から要望があった場合には、ライフジャケットを使用できるようにする。
- 2 艇には、15mの浮力をもったロープは必要としない。

第6条（艇の重量）

ビーチスプリントローイングに使用するすべての艇は、コースタルローイング規程に定める最小重量以上の重量とする。

すべての艇は、競漕会で使用する前に計量を行う。

審判長は、競漕会中に艇の計量を命ずることがある。

第7条（コース）

1 レースコース

すべてのクルーに対して、可能な限り公平で均等なレース条件とする。

2 発艇区域

すべてのクルーがそれぞれのレースにおいて、他のクルーから妨害を受けないで発艇ができるように十分な幅を確保することが必要である。

3 レースエリア

平らな岩のない砂浜、またはビーチスタートとビーチフィニッシュにおいて艇が損傷を受けるような障害のない場所でなければならない。

4 発艇線、決勝線、ターニングフラッグそしてブイは、コースのランニングとローイングの両方の区間において、すべてのレーンで同じ距離に配置する。

5 コースの距離

コースの距離は、第8条に規定する。

コースは、（1）陸上、（2）水上、（3）陸上が含まれる

コースの最初の区間は、海岸のある地点から水際線まで直線で、ほぼ10mから50mの距離とする。

コースの2番目の区間は、それぞれのレーンに対して、各レーンに3個のレーンブイが設置される。最初のブイは水際から約85mに、次のブイは、最初のブイから85mの位置に、3つ目のブイは、そこから80mの位置に直線上に設置される。

レーンの数は、大会の性質によるが、一般的には、少なくとも2レーン、最高4レーンを設置すること。

コース3番目の区間は、水際線から約10mから50m離れた陸上の後方位置に、スタート/フィニッシュラインを設置する。

規定している距離は、一般的な基準であり、現地の状況によることができる。一般的に最初のブイは、いかなる波の影響を受けない、または軽微な影響の範囲内の位置に設置しなければならない。

6 コース施設

(1) コースマーカー

- ① 全てのコースのマーカーの位置を示すコース図は、レガッタの注意事項やレガッタに到着したすべてのクルーに対する指示事項として、提示される。

コース図は監視所にも掲示する。

- ② 安全と視認性の目的のために、ターニングポイントのマーカーに使用されるブイは、艇や装備にダメージを与えないように、インフレータブル（空気が充填されているか）、もしくは表面が柔らかいものでなければならず、高さは約 150cm とする。

海岸からの最初の 2 つのブイは、直径 30cm で、その先のターニングブイは、直径 50~100cm で、また、1 つのレーンの 3 つのブイは同色とする。

- ③ 競漕委員会は、コースマーカーやコースを設置する際には、浅い水域での艇の海底への接触の危険を避けるために、あらゆる必要な予防措置を取ること。
- ④ 競漕委員会は、それぞれのレーンの距離が公平で、特に陸上から最遠のブイが、各レーンで公平になるようにすること。
- ⑤ コースが水上で大きな潮位変動を受けるような場合には、競漕委員会は定期的に必要なコースの再配置の措置を行うこと。これは、クルーの安全と公平を確保するために、必要なゲートやブイの設置が含まれる。

安全のために、コースはすべての艇が同じ水域で逆方向に航行できないように、レイアウトすること。

(2) スタートとフィニッシュ

- ① スタートライン（発艇線）は、すべてのレースにおいて、各クルーからその位置が視認でき、かつ固定されていること。

スタートライン（発艇線）の幅は、最低でも 2 m とし、スタートラインから各艇までの距離は均等とする。

レースのスタートにスタート信号装置を使用する場合、装置は各ランナーが視認できるように、スタートラインの 5 メートル前で、各ランナーのスタート位置に均等になるように設置する。

スタート信号は、スタート手順の間、艇の位置にいるクルーメンバーが見えようにしなければならない。

- ② フィニッシュライン（決勝線）の幅は、最低でも 2 m とする。

2 つのレースコースを使用する場合、フィニッシュラインは、フィニッシュで各ランナーを近づけるような狭い漏斗状の形式とする。

ただし、3 つ、またはそれ以上のレーンを使用する場合、フィニッシュラインまでの距離が等しくなるように、それ相当の距離を取らなければならない。

岸の各艇の指定されたフィニッシュ地点は、レーンブイの延長線上に旗で明示し、ランナーが艇から離れた後にフィニッシュラインまで走る際に、この旗の外側を通過できるものであり、その距離は等距離であること。

- ③ フィニッシュラインの明示方法とレースのフィニッシュは、以下のとおり、または近似した方法による。

ア 各クルーのランナーは、海岸上の鮮明な線を通過

イ 各クルーのランナーは、テープを走って通過

ウ 各クルーのランナーは、砂浜に直立に建てられた1本の旗または同様な器具を拾い上げる

エ 各クルーのランナーは、ボタン又は類似の器具を押す（と同時に各クルーのレースタイムが記録される）

フィニッシュライン（決勝線）は、それぞれ指定されたコースで、各艇が岸に到達した水域から各ランナーに等しい距離に設置される。

- ④ 競漕委員会は、フィニッシュラインの明示方法を決定し、これを競漕大会の告知事項として告知するとともに、チームへ提供するすべての情報に含めること。
- ⑤ スタートラインとフィニッシュラインの設定は、原則として、ローイングコースに垂直とする。
- ⑥ これらの規定にかかわる付則図1、付則図2は、コースの一般的なレイアウトを示している。

(3) レースの形式

ビーチスプリントのローイング区間は、2つのオプションがある。

競漕委員会は、どの形式を採用するかを決定し、競漕大会の告知事項として告知し、チームへ提供するすべての情報に含めるとともに、会場に表示する。

同一競漕大会では、すべての種目で同じ形式を採用しなければならない。

① オプション1：スラローム・アウト/スラローム・バック（付則図1参照）

全クルーは、それぞれの艇に乗艇している時には、海岸から3つのブイをスラローム形式で転回し、最後のブイを回って、再度、同様にスラローム形式で各ブイを転回して、レースを行う。

その場合、ブイの転回は定められた方向から進入しなければならない。

② オプション2：スラローム・アウト/ストレート・バック（付則図2参照）

全クルーは、それぞれの艇に乗艇している時には、海岸から3つのブイをスラローム形式で転回し、最後のブイを回って、海岸上の指定された地点に、真っ直ぐにレースを行うこと。（注意：クルーが岸に戻ってくるときに真っ直ぐに戻ってこなかった場合、あるいは指定された地点以外に着岸した場合、他のクルーを妨害せずかつ本規定に違反していなければ、ペナルティは与えられない。）

クルーは、海岸から外側に向かう区間では、3つのブイの転回は定められた方向から進入しなければならない。

第8条（レース距離）

原則として、コースは海岸上にフィニッシュラインとスタートまで約10～50mのラン、海岸から最遠のブイまで250mの水上のレースで構成される。

また、レースはスタートラインから水上までの10～50mのランおよび250m（ブイ設置位

置は、約 85m+85m+80m) のローイング (海上外側方向)、同様に、250mのローイング (海岸方向)、そして、フィニッシュまで 10~50mのランが含まれる。

コース配置は規定第 4 条を参照。ここで規定する距離は、一般的な目安であり、現地状況による。

第 9 条 (レーン数)

レーン数は原則として、最低 2 レーン、最高 4 レーンとする。レーン数は、海岸および水上の利用できる広さおよび大会に参加するクルー数によるものとする。

全てのケースにおいて、ビーチ・ランの距離と水域の状態はすべてのクルーに公平でなければならない。

大会の形式で必要な場合には、追加のレーンを設定することができる。

レーン数は、大会要項等で通知される。

第 10 条 (クルーネーム等のユニフォームへの表示)

コースタルローイング大会規定に加えて、各クルーはレースのユニフォームに、次の様式により、クルー名と名前 (姓) をローマ字で表示すること。

Racing Shirts	フォント	高さ	幅	文字	表示例
前面 名前 (姓)	Arial	50 mm	120-150 mm	大文字	OKAMOTO
前面 クルー名	Arial	50 mm	60-100 mm	大文字	TOKYO RC
背面 クルー名	Arial	100 mm	150 mm	大文字	TOKYO RC

第 11 条 (勝ち上がり方式)

1 勝ち上がり方式

勝ち上がり方式は着順を決定する上位 8 クルーまでに絞り込むために、次の方式によりクルー数を決定する。

- (1) 複数のグループのクルー、または
- (2) タイムトライアル、または
- (3) 敗者復活を含む予選または含まない予選、または
- (4) これらの組み合わせ

2 上位 8 クルー

予選ラウンドが終わり、各種目で上位 8 クルーが決定した後、すべてのケースで、レースは 2 レーンを使用して、レース中休憩時間を設けずに、連続したタイムスケジュールで、準々決勝 4 レース、準決勝 2 レース、決勝が行われる。3 着と 4 着のレースは、1 着と 2 着のレースの前に行われる。加えて、決勝進出 8 クルーの全順位を決定する順位決定は、この形式の中で行われる。

3 エントリー数の制限

競漕委員会は、エントリー数を制限することができる。

その制限方法（たとえばブロック大会、エントリー順位、クルーの無作為抽選、またはその他の方法）については、大会開催前に、大会要項やクルーに提供されるすべての情報に含めること。

第12条（組み合わせ抽選とレーンの決定）

1 予選またはタイムトライアが必要な場合、第1ラウンドの抽選は、チームマネージャーミーティングで行われる。

抽選は、審判員が統括して、参加するクルーが予選の何組で、どのレーンを使用するかを決定する。

2 第1ラウンドの結果は、審判員が統括する無作為抽選によって決定される割り当てとともに、続く予選ラウンドの割り当てに使用される。

このプロセスは、上位8クルーになるまでのラウンドに適用される。

3 上位8クルーのレーン

準々決勝、準決勝、決勝（上位8クルー）のレーンは、次により決定される。

(1) その前のラウンドで早いタイムのクルーが、次のレースの2つのレーンから、自分の使用するレーンを選択する。

前のラウンドが敗者復活でないクルーは、前のラウンドが敗者復活のクルーよりもレーン選択の優先権がある。

(2) 他のクルーは、残りのレーンを使用する。

(3) その決定は、そのレースの発艇時刻の遅くとも10分前までにクルーから措置された監視員に通知する。

監視員は、他のクルーに通知し、スタートリストを準備するために、そのレース時間と結果を役員に通知する。

第13条（荒天時）

審判長は、レースディレクターや競漕委員会と協議して、荒天、競技者や装備、水上の役員の安全に関する状況、またはコースの公平確保のために、レースの遅延、延期、中止、コースの変更などのすべての決定を行う。

第14条（発艇）

発艇手順中は、艇は割り当てられたスタート位置の水上に並べ、クルー（ソロ C1×を除く）と1艇につき2人までのボートハンドラーが保持する。

1 ボートハンドラー

ボートハンドラーは、それぞれの艇につき、最大2名とする。ボートハンドラーは、原則として、チームが配置し、公認のクルーサポートメンバーとして登録すること。

ハンドラーの役割は、クルーの海岸からの出艇や水上からの帰艇を援助することである。

各クルーのボートハンドラーは、規則に合致したユニフォームを着用しなければな

らない。ユニフォーム又はビブスは、クルーのユニフォームと明確に識別ができるものとしなければならない。

荒天時や審判長の裁量により、ボートハンドラーの人数を増やすことができる。

ボートハンドラーは、他のクルー及びクルーが取り扱う装備に障害を与えてはならない。

ボートハンドラーは、艇に乗ることはできないが、艇の固定など、その他の方法でクルーをサポートすることができる。

艇が海岸に戻ってきて、クルーが決勝線まで走るために降りるとき、ボートハンドラーは艇の航行を減速させるために艇を掴むことができる。

(1) ボートハンドラーは、水上にいる時には、肩が水に浸かる所より深い所に入ってはならない。

ボートハンドラーは、レース役員の指示に従うとともに、常に競漕規則及び細則等を遵守すること。

クルーが自身でボートハンドラーを配置できない時は、競漕委員会はボートハンドラーを配置する。

艇は、可能な限り直線上に保持し、かつ艇は自己のレーンブイの線上に位置させなければならない。

すべてのクルー（各クルーのランナーを除き）は、スタートの号令があるまでは、艇に乗艇することなく、艇脇の水上に立っていないなければならない。

線審は、レーン審判の助言を受け、艇がそれぞれのレーンブイに沿ってほぼ直線上にあるかどうかを判断し、これを確保するために必要な措置を行うことができる。

(2) 各クルーから指名された1人のクルーがランナーとなる。スタート時のランナーとフィニッシュのランナーは異なってもよいが、いずれの場合にも、クルーメンバーでなければならない。

ランナーは、砂浜（海岸）に明確に標示された発艇線の後方で待機する。ランナー以外の残りのクルー（ソロ C1×を除き）は、水上に立ち、艇を保持する。スタートの号令があるまでは、クルーメンバーは乗艇することができない。

スタートの号令により、ランナーは走って、他のクルーメンバーに加わる。他のクルーメンバーはスタート号令後、速やかに乗艇することができる。

ボートハンドラーは、クルーが乗艇し漕ぎだすために、艇の最適な位置を保持して援助する。

(3) ランナーと他のクルーメンバー

各クルーから1人のランナーが指名される。（スタート時のランナーとフィニッシュ時のランナーは異なっても良いが、いずれの場合にもクルーメンバーでなければならない）

ランナーは、砂浜に、明確に標示された発艇線の後方に両足を置き、立つこと。

その他のクルーメンバー（ソロ C1×を除き）は、艇の脇の水中に待機して、発艇合図があるまで、艇に乗り込み始めたり、選手の胴体の一部や足が艇内、艇上に

あってはならない。

発艇合図の後、ランナーは各自の艇に向かって走り、他のクルーメンバーと合流する。他のクルーメンバーは、発艇合図後、すぐに乗艇することができる。

2 スタートの手順

発艇員は、その権限の下に他の審判員の支援を受けることができる。

発艇員の位置は、スタートラインと各艇が明確に視認できる高さで発艇線の横または後とすること。

スタートの合図は、各クルーに確実に聞こえるようにしなければならない。

発艇員または直接レースアナウンサーが、スタート3分前のコールをクルーに対して行う。

線審は、その業務を確実に遂行できる場所に位置すること。

発艇員が発艇線に位置する時は、発艇員も線審の業務に従事する。

線審が援助を必要とする時には、審判長は他の審判員に線審の業務を援助させることができる。

線審はどのクルーがフォルススタートをしたかどうかについて、責任を持って判断する。

発艇手順は次のとおり

－3分前	3分前のアナウンス すべてのクルーメンバーは、スタートゾーンに待機しなければならず、発艇員の管理下にある。 発艇員はスタートに遅れたクルーに警告を与えることができる。 また、スタート位置に居ないクルーの到着を待つことなく、レースをスタートさせることができる
2分45秒－ 1分45秒前	クルーはアナウンサーから観客に紹介され、一度、紹介が終わったらクルーは速やかにスタート位置に戻る。
1分-45秒前	スタート1分前になったら、発艇員は、各クルーと艇が水上で準備状態となる 「One Minute」のコールを発し、ランナーはスタートラインの後方に待機。 発艇員は他のクルー及びボートハンドラーに「(put the boats in the water) 水上に艇を置く」ように指示する。 発艇員は、アナウンサーにこの指示を行わせることができる。
-30秒前-20秒前	スタート20秒から30秒前になったら、発艇員は「Get Ready」を発して、クルーに注意を行った後に、波の状況やその他の要素を考慮し、レースをスタートさせる。
-約20秒から 0秒前の間で	徐々に音楽が小さくなり、止まる。 スタート号令として、発艇員は、レーン審判が白旗を掲げ、それを確

<p>適当なとき</p>	<p>認した線審が白旗を掲げたことを確認した後、「Attention」と発し、明瞭な間をとり（レース毎にその間を変えながら）、頭上、垂直に赤旗を揚げ、素早く一動作で赤旗を振り下ろすと同時に長音1回で警笛を鳴らす。</p> <p>スタート信号を使用する場合には、発艇員は、レーン審判が白旗を掲げ、それを確認した線審が白旗を掲げたことを確認した後、「Attention」と発し、信号を中立から赤色に変え、明瞭な間を取り（レース毎にその間を変えながら）、赤色から緑色と変えるとともに、スピーカーから音声信号が出され、計時システムが作動する。</p>
--------------	---

レースの正式な開始は、旗が振り降ろされるまたは信号が赤色か緑色に変わる瞬間である。

第15条（フォルススタート）

クルーに指名されたランナーがスタートの両足がスタートの号令前に発艇線の後方にいない時、またはスタート号令前に、クルーが艇に乗り込み始めるか、クルーメンバーの胴体の一部や足が艇内や艇上にある場合、フォルススタートとなる。

フォルススタートは線審のみが判断する。

1 フォルススタートの結果

- (1) ランナーまたはクルーメンバーのどちらかが、フォルススタートを引き起こした場合、線審は即座に赤旗を揚げ、発艇員は、全クルーが止まるまで赤旗を振り、警笛を繰り返し鳴らして、レースを止める。

発艇員が線審として従事する場合、フォルススタートが起こった時には、発艇員は即座に、全てのクルーが止まるまで、赤旗を振りながら警笛を繰り返し鳴らして、レースを止める。

線審はフォルススタートをしたクルーを発艇員に告知し、発艇員は、フォルススタートを引き起こしたクルーにイエローカードを付与する。

- (2) 同じレースでフォルススタートを2回引き起こしたクルーは、レッドカードが適用され、発艇員により、そのレースから除外される。

第16条（クルーの責任）

- 1 ブイを転回する時は、艇やオールをブイに接触させることは認められるが、艇のキールは定められた側を通過しなければならない。

クルーは正しい方向でブイを転回しなければならない。

- 2 クルーは定められたすべてのターニングブイを正しく回り、競漕委員会が定めたすべてのコースを漕了しなければならない。

- 3 コースのいずれかのブイを正しく回らなかったクルーには、次に示すタイムペナルティの罰則が与えられる。

- (1) 海岸から最初のブイ、2番目のブイを正しく回らなかった場合—それぞれ、30秒
- (2) 海岸から3番目のブイを正しく回らなかった場合—120秒
- 4 舵手つきの場合、クルーが漕いでいるときには、舵手は必ず、乗艇していなければならない。乗艇していなかった場合には、順位は与えられず、レース結果はDNFとなる。
- 5 岸に戻ってくるクルーは、艇が岸に到達するまで、すべてのクルーメンバーが直立した姿勢で、艇をコントロールできるように最大限の努力をしなければならない。
岸に戻る間に艇が転覆した時には、クルーはすべてのクルーと装備の安全に責任があり、その責任はレースを終えることよりも優先される。
- 6 艇が海岸に着いたら、クルーメンバーの1人は上陸し、レースの指定された経路でフィニッシュ地点に向かって走る。
(1) 艇を降りた後、各レーンの線状の水際に設置された旗の外側（決勝線に対して）を回らなければならない。
(2) 旗の正しくない方向を回ったランナーは、10秒のタイムペナルティの罰則が与えられる。
- 7 クルーは、常に、気象や水上の状況、自身や関係者の安全に注意を払うこと。危険な行為やコントロールができないような方法でレースを行ったクルーには、主審が除外または、その他の罰則を付与することがある。

第17条（妨害）

妨害とは、オールや艇を他のクルーのレーンに侵入させたり、接触により相手に不利益を与えたり、または接触を回避するために相手に進路を変更させること。

クルーが他のクルーから妨害を受けたか、不利益を被ったかは、主審のみが判断する。

他のクルーを妨害し、そのクルーの結果に影響を与えた場合、主審の判断により、当該クルーを除外または10秒もしくは相当とみなされるタイムペナルティを課す、または、規定に基づき、適切な処置を取ることができる。

それぞれ、自己の正しいレーン及び水域でレースを行うことはクルーの責任であり、他のクルーに妨害を与えてはならない。

第18条（レースのフィニッシュ）

各ランナーは、艇からフィニッシュラインに向かって走る時には、各レーンのブイに沿って水際線に設置された旗の外側（決勝線に対して）を通過しなければならない。

旗の正しい側を通過しなかったランナーは10秒のタイムペナルティの罰則を受ける。

クルーメンバー（ランナー）がフィニッシュ地点でレースの終了を示すために必要な動作を完了することにより、そのクルーはレース終了となる。

計時—記録は1/100秒で計時する。

第19条（同着）

決勝以外のラウンドで同着の場合、同じコースで関係するクルーにより再レースを行う。再レースは、同着となったレースのフィニッシュから10分以内に再レースを行う。

再レースが同着となった場合、再レースのフィニッシュ後15分以内に、再度、再レースを行う。

この手順は、決着がつくまで、行われる。

決勝で同着が発生した場合、該当クルーには同じ順位が与えられ、次の順位は空位となる。

第20条（審判員の構成）

審判員の構成と業務は次のとおり。

- (1) 審判長
- (2) 発艇員/判定
- (3) 線審/レース主審
- (4) レーン審判（各レーンに一人）
- (5) ターニングマーク審判
- (6) 監視員

審判員のうち、数名は複数の業務を兼務する。

競漕委員会は、発艇補助員、他審判員の補助員を任命する。

ターニングマーク審判はターニングブイの端の明瞭に視認できる位置に少なくとも1人配置する。2レーン以上でレースが行われる時には、必要となる審判員が追加される。

多くのクルーが参加する大会では、必要に応じて、審判員の人数を増やすことができる。

第21条（罰則）

審判員はルール違反があった場合、適切な罰則を課することができる。課することができる罰則は、次のとおりとする。

1 注意

規則に違反したクルーに対する正式な忠告であり、この違反はその大会において、さらなる違反に対して適切な処罰を与える時に考慮される。

これは、違反が重い罰則でない場合には、適切な罰則となる。

2 タイムペナルティ

規則違反により指定されたペナルティボックスで、与えられたタイムペナルティを満了することが求められる罰則

3 イエローカード

(1) イエローカードは、クルーが参加している大会において、次のレースに適用される。

(2) 同じレースでイエローカードを2回受けるとレッドカードを与えられ、その種目から除外される。

4 最下位付置

これらの規則が特に適用される場合、そのレースにおいて、クルーは最下位に付置される。

5 レッドカードまたは問題のあった種目のすべてのラウンドからの除外

この罰則は、重大かつまたは度重なる規則違反に対して、当該クルーをその種目の以降のレースに参加させないとするものである。

6 失格

大会のすべての種目から漕手またはクルーが失格となる罰則

(1) この罰則は、その大会からは排除される最も重大な規則違反に対して与えられる罰則。

(2) 漕手が失格となった場合、その漕手は以降、その大会に参加できない。

(3) クルーが失格となった場合、そのクルーのメンバーは以降、その大会のいかなる種目にも参加できない。

第22条（監視）

通常の業務に加えて、監視は、各艇に登録されたナンバーが正しく表示されていること、規定第10条によりクルーのユニフォームに表示することが求められているクルーの氏名（姓）、クルー名（略語）が正しく表示されていること及びクルーが割り当てられた艇でレースをしているかを確認する。

第23条（発艇員と線審）

発艇員と線審は、スタート手順が正常に行われるようにすること。両審判員は、スタートライン/フィニッシュライン、レースコース、そしてすべてのクルーがはっきり視認できる高い場所（スタンドや台）に位置する。

線審は、フォルススタートの有無を判断し、フォルススタートの場合には、規定第15条に定められた手順を行う。

フォルススタートが起こった場合に発艇員が判断できるように、発艇員が発艇線に位置している場合、発艇員は線審の業務にも従事することができる。

第24条（レース主審）

審判長は、レースディレクターと協議して、各レースを担当する審判員の数を決定する。

複数の審判員がいる場合、各審判員はそれぞれの責任の範囲において等しい権限を有する。

レース中、発艇員はすべてのクルーが見える陸上で高い場所に位置して、レース主審としての業務も行う。

1 レース主審

(1) 線審はレース主審としても業務を行うことができる。そして、レース中、すべてのクルーが明瞭に視認できるように、陸上の必要な高さに位置する。

レース主審は、レーン審判やターニングマーク審判よりも、その判断が優先される。

レース主審は、レース中、レースの監視やレーン審判からの助言に基づく決定を行う

以外、クルーとコミュニケーションをしてはならない。

- (2) レース主審は、正常なレースの運営とクルーの安全を確保する。特に、他のクルーや外的な要因により、クルーが利益を得ていないか、不利益を被っていないかどうかを監察して、問題を犯したクルーに対して、適当な罰則を課することができる。

レース主審は、クルーに対して、いかなる操舵指示も与えてはならない。

必要に応じて、レース主審は、レースを中止し、適当な罰則を課し、または、直ちにスタートからの再スタートを行わせることができる。艇装備の損傷など、なんらかの理由で、再スタートが遅れる場合、審判長と協議して新しいスタート時刻を決定し、関係クルーに告知する。

クルーが妨害や障害を受けた場合に、その障害がレースの結果に影響を及ぼさない、または重大でないと審判が判断した場合、不問とするか、または、その状況の中で適切な対応を行う。

- (3) すべてのクルーがレースを終えたとき、レース主審はレースが正常に行われた時には白旗を掲げる。レースが正常に行われなかった時には赤旗を掲げる。

判定は、レース主審は赤旗により示した侵害についての決定を行うまで、レース結果を公表してはならない。

2 レーン審判

レーン審判は、それぞれ各レーンに沿って、砂浜（岸）でレーンが明瞭に視認できる高さに位置する。

レーン審判は、スタート号令を待つ間、それぞれのレーンの線上に艇があることを確認し、白旗を掲げて線審に知らせる。

スタート号令時、艇が正しく線上にないとき（正常でないスタート）、またはクルーのメンバーが乗艇しようとした（フォルススタート）と判断した時には、線審に知らせる。

フォルススタートの時には、線審は規定第 12 条 1 に規定した手順に基づき、赤旗を掲げて知らせる。

3 ターニングマーク審判

ターニングマーク審判は、コースの最遠端に位置し、レースを監視し、すべてのクルーが全てのブイを規定どおり転回したどうかを判断する。

旗は、以下の時に掲げられる。

- (1) 白旗は、クルーがすべてのブイを規定どおり転回したとき

- (2) 赤旗は、クルーがブイを規定どおり転回しなかったとき

ターニングマーク審判は、妨害を含むなんらかの規則違反があった場合、赤旗を掲示する。

ターニングマーク審判は、レース終了後、できるだけ早く、レース主審に赤旗掲示の詳細な理由を知らせる。

第 25 条（判定）

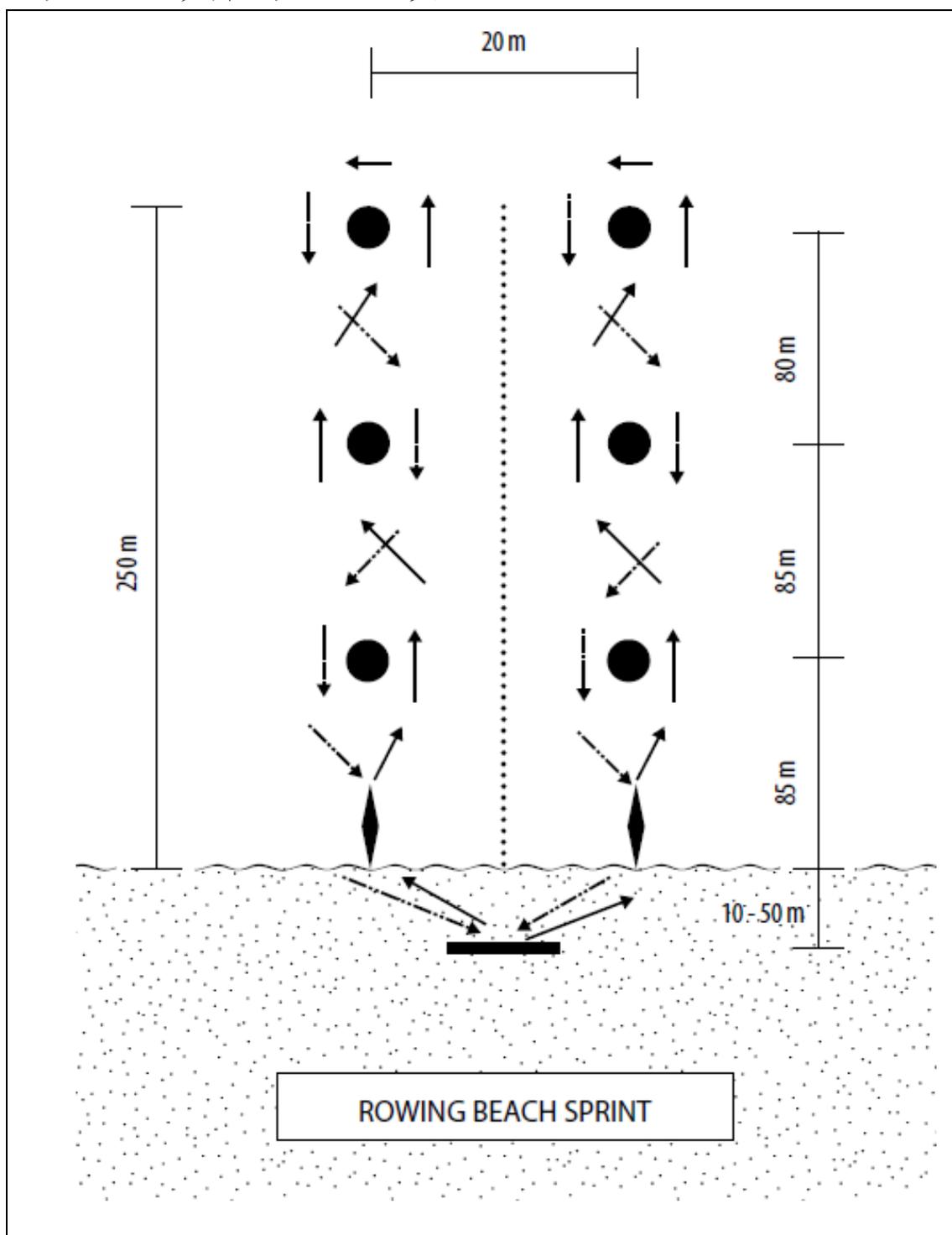
判定は、レースが正常に行われたことを確認し、クルーのランナーがレースを終えた順位を決定する。

結果の確定は判定の責任である。

付則

- 1 本規程は、2020年9月25日より施行する。
- 2 本規程は、2022年3月17日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2022年4月1日以降効力を発する。

付則図1ーオプション1
スラロームアウト/スラロームバック



付則図 2 - オプション 2

スラロームアウト/ストレートバック

